

ご家族とあなたの
「安心」「健康」「安全」のために

こちらからお読みください

みんなの共済ガイド



交運共済について

交運共済はJR各社およびJR関連企業で働く
仲間とOBのための保障の生協です。
是非、仲間をつくる助け合いの輪に
加わってください。



「共済」とは……

偶然の事故等に備えて、組織の構成員（組合員）があらかじめ一定のお金（掛金）を出し合って共同の財産を準備し、いざという時に、その財産から共済金や見舞金をお支払いします。

つまり、組合員の誰かが困った時に、他の組合員全体で助けるという仕組みです。

「生協（生活協同組合）」とは……

生活をよりよくしたいと願う人びとが集まって組合員となって事業を行い、その事業を中心に、皆で活動を進めていく営利を目的としない組織です。

人と人とのつながりでできた組織です。

「交運共済」とは……

「全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合」の略称です。JR職場で唯一、厚生労働省から認可を受けた生活協同組合です。

昭和38年4月に発足し、JR発足時に名称変更をして現在に至っています。

労働組合（加盟組合）と交運共済の関係について

労働組合の福祉事業として「共済」があります。

共済の保障事業は、労働組合の仲間の団結に大きな役割を担っており、「労働組合」「共済」双方が発展することにより、組合員とその家族の福祉向上につながっていきます。

「経営理念」「行動指針」について

★交運共済の「経営理念」

1. 相互扶助の精神に基づく組合員の生活協同組織として組合員の暮らしの豊かさを追求します。
2. JR・JRグループに働き、そして退職後も人との結びつきを大切にし、助け合います。
3. 交運共済はみんなの共済です。

★交運共済の「行動指針」

安心・信頼・サービス・スピード

コンプライアンス（法令遵守）について

消費生活協同組合法、保険法、個人情報保護法、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、契約者保護に努め、健全な事業運営に努めています。

リスク管理と安心の提供について

交運共済はさまざまなリスクの発生に対応したリスク管理を行い、組合員のみならず安心を提供しています。

大災害発生による多額の共済金の支払いに備え、各種準備金の積立や再共済によるリスク分散等を行っています。

各種手続等について

○加入・請求の手続きについて

各種共済のご加入・共済金の請求は、職場の共済担当者または所属する労働組合にお問い合わせいただくか、お近くの交運共済までご連絡ください。

○苦情・お問い合わせ等について

交運共済に対する、苦情・お問い合わせ等は、お近くの交運共済までご連絡ください。

どのくらいの組合員がいるの？

全国で **17.2万人**

※OBを含む

どのくらい共済金を支払っているの？

お支払いした共済金 **16億円**

どのくらい契約があるの？

契約件数 **56万件**

※受託事業を含む

どのくらい資産があるの？

総資産 **156億円**

組合員の資格や加入等について

①組合員の資格

- (1)JR各社およびJR関連企業に勤務している方
- (2)JR各社およびJR関連企業に勤務していた方で、事業を利用することが適当とされ、交通共済の承認を受けた方

②届け出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したときや、そ

の氏名もしくは住所を変更したときは、速やかにその旨を交通共済に届け出てください。

③加入の申込み

JR各社およびJR関連企業に働く方と、その退職者であれば組合員となることができ、各種共済にご加入いただけます。

新しく組合員になられる方には、生活協同組合連営のために出資をお願いしています。

出資金は1050円です。なお、出資にあたって

は200円をお願ひしています。

④自由脱退

組合員は、事業年度の末日の90日前までに、交通共済に予告すれば、当該事業年度の終わりに交通共済を脱退することができます。

⑤法廷脱退

組合員は、次のいずれかの事由によって脱退します。

- (1)組合員たる資格の喪失 (2)死亡 (3)除名

安心ネットワーク

北海道事業本部(札幌)	〒060-0012	札幌市中央区北12条西18丁目1-19 北海道鉄道会館2F 釧路・旭川・函館方面専用フリーコール	☎011-643-0880 ☎0120-088-952	【JR】021-3516
東日本事業本部(東京)	〒105-0004	東京都港区新橋5-15-5 交通ビル7F 新潟・水戸・千葉方面専用フリーコール	☎03-3432-8950 ☎0120-328-951	【JR】057-4905
高崎事業部	〒370-0045	高崎市東町58-3 グランドキャニオン1F	☎027-323-1983	【JR】043-2528
長野事業部	〒380-0935	長野市中御所3-2-22 国労長野会館1F	☎026-291-5057	【JR】067-2583
東北支所(盛岡)	〒020-0033	盛岡市盛岡駅前北通4-4 国会会館4F	☎019-651-3475	【JR】033-2287
秋田事業部	〒010-0001	秋田市中通4-17-12 一建秋田ビル4F	☎018-832-8858	【JR】036-3424
仙台事業部	〒983-0852	仙台市宮城野区榴岡4-5-24 第一パークビル9F	☎022-295-1801	【JR】031-3996
東海事業本部(名古屋)	〒453-0015	名古屋市中村区椿町5-6 ウエストナゴヤ56 4F 東海専用フリーコール	☎052-452-8470 ☎0120-982-847	【JR】061-2522
静岡事業部	〒420-0851	静岡市葵区黒金町39-1	☎054-284-2315	【JR】063-2373
西日本事業本部(京都・大阪・神戸・和歌山)	〒530-0012	大阪市北区芝田2-2-17 和光ビル2F	☎06-6373-2146	【JR】071-4544
金沢事業部	〒920-0031	金沢市広岡2-7-1 ラフレシア3F	☎076-261-1443	【JR】065-2678
福知山事業部	〒620-0054	福知山市末広町2-2-2	☎0773-22-4347	【JR】077-2492
中国支所(広島)	〒732-0822	広島市南区松原町1-1 広島駅東部高架下1F	☎082-263-3419	【JR】081-3419
米子事業部	〒683-0036	米子市弥生町2番地JR米子支社現業事務所1号内	☎0859-33-6707	【JR】085-2257
岡山事業部	〒700-0024	岡山市北区駅元町1-2-301	☎086-232-0828	【JR】084-3402
福岡事業部	〒812-0012	福岡市博多区博多駅中央街5-11 第13泰平ビル6F内	☎092-475-7506	【JR】092-3141
四国事業本部(高松)	〒760-0021	高松市西の丸町11-9	☎087-821-2163	【JR】086-2592
九州事業本部(福岡)	〒812-0012	福岡市博多区博多駅中央街5-11 第13泰平ビル6F	☎092-475-7506	【JR】092-3330
大分事業部	〒870-0822	大分市大道町1-5-6 大分高架グループ会社事務所棟	☎097-573-3766	【JR】096-2786
熊本事業部	〒860-0047	熊本市西区春日3-15-1	☎096-326-2635	【JR】094-2625
鹿児島事業部	〒890-0045	鹿児島市武1-17-24 吉嶺ビル102	☎099-258-0177	【JR】095-2340
本 部	〒166-0012	東京都杉並区和田3-1-19	☎03-5377-3183	【JR】058-5543

ホームページアドレス <http://www.kouun.or.jp> お問い合わせ、苦情のお申し出はお近くの交通共済までご連絡ください。

※2016年4月1日現在。

※営業時間は、平日9時～17時30分です。土・日・休日は休業しています。

● 各共済の詳細についてはパンフレットをご覧ください。

交運共済が取り扱いしている保障制度は次の通りです。

いつでも新規に加入することができます。(入院共済、自賠償共済、総合医療共済は除く)

総合共済

お祝い事、悲しいことなど、みんなで分かち合う助け合いの原点です。

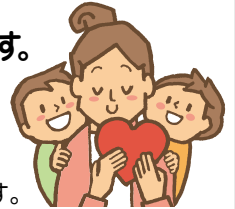
様々なシーンでお祝い金・お見舞い金が支払われます。交運共済における中心的な制度です。JR各社およびJR関連企業に勤務する方にご加入いただいています。退職された後も70歳まで引き続きご利用できます。



生命共済

大切なご家族のために、万一の時に備えられる保障です。

組合員と配偶者をご加入いただけます。最高2000万円までの保障、80歳まで継続して契約可能です。若年層、女性が加入しやすい掛金体系です。



火災共済

大切な住まいと家財に対する損害を保障します。

火事および風水害(台風・雪害など)による被害を保障する共済です。持ち家に限らず、借家、独身寮などでもご加入いただけます。



入院共済

生命共済にセットして、入院に備える保障です。

入院日額1万円、5千円、3千円から選ぶことができます。入院共済単体では加入できません。



3保障制度

『類焼損害保障』『個人賠償保障』『借家人賠償保障』は選んで付帯できる、住まいとくらしの保障です。

3保障制度(共済セット加入)は、火災共済にご加入の方で、建物・家財の合計口数が50口以上の方がご加入いただけます。



総合医療共済

入院・手術はもちろん、三大疾病や女性疾病にも備えられる医療保障です。

組合員とそのご家族がご加入いただけます。終身型や定期型、医療プランや介護プランなど様々なタイプをご用意しています。



地震風水害共済

自然災害(風水害、地震等)や盗難による損害を保障します。

火災共済にプラスしてご加入いただくことにより住宅災害に対し、総合的に備えることができます。地震風水害共済単体では加入できません。



マイカー共済

安全運転のあなたを全力で支える、自動車に関する補償です。

組合員とそのご家族が所有する車両がご加入いただけます。お見積りをご希望の方は、お気軽にお電話ください。



交通災害共済

交通事故による死亡・障害・入院・通院に備える保障です。

組合員とそのご家族がご加入いただけます。組合が主催するスポーツ・レクリエーション中の事故も対象です。



自賠償共済

車検時に必要な強制保険(共済)です。

マイカー共済とセット加入をおすすめします。



重要事項説明書 (契約概要・注意喚起情報)

この書面についてはご契約に際して特にご確認いただきたい事項を【契約概要】および【注意喚起情報】として記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

なお、【契約概要】【注意喚起情報】に記載のお支払い事由や給付に際しての制限事項などは、概要や代表事例を示しています。【契約概要】【注意喚起情報】について不明な点がございましたら、交運共済までお問い合わせください。

契約概要

◎総合共済について

日常生活のさまざまな慶弔事に共済金等をお支払いします。

◎ご契約できる方

交運共済組合員であれば、どなたでも加入できます。ただし、すでにJR会社あるいはJR関連会社を退職されている方は新規加入できません。

◎共済期間について

共済期間は4月1日～翌年3月31日の1年間です。更新により70歳となった年度末(3月31日)までもしくは組合員資格を喪失するまで継続してご契約していただくことが可能です。共済期間満了後、引き続きご契約する場合は、自動更新となりますので手続は不要です。また、通常契約開始となる4月1日以降に新規加入した場合は、次に迎える3月31日までの契約となり、以降は4月1日～翌年3月31日の1年契約です。

共済契約締結後1年末まで退職する場合はそのときをもって、共済期間の途中でも消滅します。

◎共済掛金について

掛金額は月額1,000円(年額12,000円)です。

◎掛金の払込方法について

掛金お支払い方法は、①年払い、②半年払い、③月払い、の3方式です。掛金の納入は、貸金控除、郵便振替(現金)、口座振替のいずれかです。月払いによるお支払いは、貸金控除に限らせていただきます。貸金控除は、交運共済と貸金控除(労働基準法24協定)の取り決めをしているJR会社等に限らせていただきます。口座振替は、交運共済が指定する引落日の前にあらかじめ引落口座を登録する必要があります。

◎申込書の記入について

申込書は、総合共済の契約を締結するもので重要です。ご契約者自身が必要事項を記入し、内容を十分に確認して、署名・押印のうえお申し込みください。

◎契約の成立と効力発生について

交運共済が加入を承諾した場合、次のように契約が成立し、効力が発生します。

①貸金控除の場合

貸金控除が行われた日の属する月の翌月1日の午前0時から

②口座振替の場合

口座引落が行われた日の属する月の翌月1日の午前0時から

③郵便振替、現金支払いの場合

掛金の支払いをした日の属する月の翌月1日の午前0時から

◎掛金の納入について

共済契約者は交運共済が指定した期日までに掛金を納入していただきます。掛金が納入されない場合、契約は失効とさせていただきます。

ただし、交運共済がやむを得ない理由により、共済契約者が掛金をその納入期限までに納入できないと認めるときはその納入期限を延長することができます。

注意喚起情報

◎クーリングオフについて

契約申込後、申込日を含め8営業日以内であれば、申し込んだ契約の撤回(クーリングオフ)ができます。その場合、共済事故がない限りすでに払い込みされた掛金は全額お返しいたします。

契約申込の撤回を行う場合は、所定の書面に必要事項を記入し、署名・押印のうえ提出していただきます。

◎共済契約者の通知義務について

共済契約者は、以下の場合はすみやかに書面をもって、その旨を交運共済まで届出してください。

- (1) 共済契約者の氏名・住居または住居表示に変更が生じるとき
- (2) 共済契約者がこの組合の事業本部(支所)、事業部の区域外に転動したとき

◎共済金のお支払いについて

共済期間中に下記の事由が発生した場合、共済金をお支払いします。

(1) 生存給付

共済契約者の結婚・出生・子供の小学校入学・傷病(入院や休業)・銀婚・永年(総合共済加入期間25年の祝い)・障害・退職(※注)・介護休業・寿(共済契約者が70歳に達したとき)、共済契約者の配偶者の入院、共済契約者の18歳以下の子の入院

※注 退職による共済金(退職福祉充当金)は退職後の次期掛金に充当していきません。

(2) 死亡給付

共済契約者およびその配偶者の死亡・共済契約者の18歳以下の子の死亡・共済契約者の親もしくは共済契約者の配偶者の親(契約者と同居が条件)の死亡、共済契約者または配偶者の死産(12週以上)

※ 親死亡給付は、父親・母親それぞれ1回限りの給付となります。

(3) 住宅災害給付

共済契約者が現に居住(生活の本拠)している建物の火災等・自然災害による被害

◎見舞金のお支払いについて

共済期間中に下記の事由が発生した場合、見舞金をお支払いします。

(1) 生存給付

共済契約者およびその配偶者の入院

(2) 住宅災害

共済契約者が現に居住(生活の本拠)している建物の火災等・自然災害による被害

◎共済金等の受取人について

共済金等の受取人は以下の順位によります。

- | | |
|---------------|----------------|
| (1) 共済契約者 | (5) 共済契約者の孫 |
| (2) 共済契約者の配偶者 | (6) 共済契約者の祖父 |
| (3) 共済契約者の子 | (7) 共済契約者の兄弟姉妹 |
| (4) 共済契約者の父母 | |

受取人が複数いるときは代表者を1名定めていただきます。

◎共済金等請求における時効について

共済金等の支払いを請求する権利は、事由発生日から3年間の内に行わなければ時効により消滅します。

◎共済金等をお支払いできない場合

- (1) 共済契約者の故意または重大な過失によって事由が発生したとき
- (2) 犯罪行為を伴う共済事由が発生し、交運共済が共済金等の支払いを適当でないとしたとき

◎契約が取消となる場合

共済契約者、被共済者または共済金等受取人の詐欺または強迫により共済契約を締結した場合は、当該共済契約は取消となります。

この場合払い込まれた掛金は返還しません。

◎契約が失効となる場合

交運共済が定める納入期限内に共済掛金を納入しなかったとき、共済契約は効力発生日にさかのぼり失効となります。

この場合払い込まれた掛金は返還しません。

◎契約が無効となる場合

共済契約者が共済契約の発効日または更新日にすでに死亡していたときは、共済契約は無効とさせていただきます。

◎重大事由による共済契約の解除

次の各号に該当する場合は、共済契約を将来にむかって解除いたします。

- (1) 共済金等の請求および受領に際し、共済金等受取人が詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
- (2) 被共済者、共済金等受取人が交運共済に共済金等を支払わせることを目的として共済事故を発生させ、または行おうとしたとき
- (3) (1)(2)の他、交運共済の共済契約者に対する信頼を損ない、当該共済契約の継続を困難とする重大な事由があるとき

◎契約が消滅となる場合

共済契約者が死亡した場合は、そのときをもって共済契約は消滅します。

◎無効・解除・消滅した場合の共済掛金の返還について

無効・解除・消滅以降の未経過期間に対する共済掛金が払い込まれている場合、返還します。

◎共済金等のお支払期間について

共済金等のお支払いは、必要な請求書類が全て交運共済に到着してから規定に定められた期間の内に行います。お支払いが遅れた際は、遅延利息を付けてお支払いします。ただし、共済金額を算出・確定するため調査等が必要な場合は支払期間が延長されます。

総合共済は助け合いの原点です。

さまざまな慶弔時に共済金をお支払いします。

まず、総合共済に加入しましょう!!

ご契約
いただける方

JR各社および
JR関連企業で
働く方

掛金

月額1,000円
年額12,000円

ご契約
の年齢

満70歳まで
70歳となった年度末
(3月31日)まで

総合共済の特長

- ◇ JRに働く仲間同士が掛金を出し合い、お祝いごとからご不幸な場面まで幅広く慶弔見舞金をお支払いする助け合いの原点ともいえる共済です。
- ◇ 人生のさまざまなシーンにおいて共済金・見舞金をお支払いします。
- ◇ 一度加入すれば、満70歳まで継続できます。

..... こんな時に共済金をお支払いします。

結婚

契約者が
結婚したとき

50,000円



病気・ケガ

契約者が傷病により
入院連続14日以上するとき
または
休業連続20日以上するとき

20,000円



死亡

万が一、契約者が
死亡したとき

700,000円



火事

契約者が
現に居住している建物が
焼率20%以上のとき

600,000円



その他にもさまざまな共済金・見舞金をお支払いします。

ご契約いただける方

JR各社およびJR関連企業で働く方。

掛金

月額1,000円(年額12,000円)

ご契約の期間

毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間。

※この期間の途中からでも、ご契約いただけます。

※新しく組合員になられる方には、生活協同組合運営のために出資をお願いしています。出資金は1口50円です。なお、出資にあたっては2口100円をお願いしています。

ご契約の年齢

70歳となった年度末(3月31日)まで、ご継続契約が可能です。

掛金の払い込み方法

①勤務先からの賃金控除(現職者)

※賃金控除ができないところへお勤めの方は、以下の方法で払い込みください。

②郵便振替

③自動口座振替(登録手続きが必要です)

※新規契約の初回納入分掛金については自動口座振替のご利用はできません。

④現金納入

共済金等のご請求について

共済金等のお支払いに該当する事由があった場合は、速やかにお近くの交済共済または職場の担当者までご連絡ください。事由発生日から3年を過ぎますと共済金等のお支払いができなくなりますので、ご注意ください。

総合共済の「共済金」のお支払い内容について

	給付種目	共済金額	適用の基準(要点)
生存給付	結婚	50,000円	契約者が結婚したとき
	出生	30,000円	契約者に子が生まれたとき
	入学(小学校)	10,000円	契約者の子が小学校に入学したとき
	本人傷病1	20,000円	契約者本人が傷病により入院連続14日以上 ¹ のとき、または休業連続20日以上 ¹ のとき(65歳以上は入院連続14日以上)
	本人傷病2	30,000円	契約者本人が休業連続60日以上 ¹ のとき(65歳以上は入院連続60日以上)
	本人傷病3	50,000円	契約者本人が休業連続90日以上 ¹ のとき(65歳以上は入院連続90日以上)
	配偶者傷病1	20,000円	契約者の配偶者が入院連続14日以上 ¹ のとき
	配偶者傷病2	30,000円	契約者の配偶者が入院連続60日以上 ¹ のとき
	子供傷病	20,000円	入院連続14日以上 ¹ のとき(満18歳以下の子)
	障害1級 ^{※1}	300,000円	症状固定日または障害の状態となった日から1年6ヵ月間目のとき(契約者本人のみ対象)
	障害2級 ^{※1}	200,000円	症状固定日または障害の状態となった日から1年6ヵ月間目のとき(契約者本人のみ対象)
	障害3級 ^{※1}	100,000円	症状固定日または障害の状態となった日から1年6ヵ月間目のとき(契約者本人のみ対象)
	銀婚	20,000円	契約者が結婚25年に到達したとき
	永年	12,000円	総合共済契約年数が25年に到達したとき
死亡給付	介護休業 ^{※2}	50,000円	JR会社等が定める介護休職に関する労使間協定などにより共済契約者が休職(休業)したとき(給付は同一介護人について1回に限る)
	寿	10,000円	契約者本人が70歳に到達した契約満了のとき(3月31日)(総合共済加入実績が5年以上必要)
	契約者(本人)	700,000円	契約者が死亡したとき
住宅災害 ^{※3}	配偶者	350,000円	契約者の配偶者が死亡したとき
	子	50,000円	契約者の子が死亡したとき(満18歳以下の子)
	親	30,000円	契約者の親が死亡したとき
	死産	30,000円	契約者または配偶者が妊娠12週以上で死産したとき
	火災等	600,000円	焼率20%以上のとき(消防破壊含む)
住宅災害 ^{※3}	風水害等	300,000円	損壊率20%以上・床上浸水100cm以上のとき
	地震・津波・噴火による住宅災害	150,000円	焼破損率20%以上のとき
	住宅災害	50,000円	床上浸水100cm以上のとき

総合共済の「見舞金」のお支払い内容について

	給付種目	見舞金額	適用の基準(要点)
NEW 生存給付	本人入院見舞金	10,000円	連続7日以上14日未満の入院をしたとき(傷病給付と併給してお支払いすることができません) ^{※4}
	配偶者入院見舞金	10,000円	
住宅災害 ^{※3}	住宅災害見舞金	10,000円	<ul style="list-style-type: none"> 床上浸水1cm以上100cm未満または損害額20万円以上のとき 火災等、風水害等、地震等で焼破損率20%未満で損害額20万円以上のとき

(注)退職福祉充当金 1 - 3,000円 2 - 12,000円 3 - 24,000円は、退職後の自動継続契約として退職年齢および契約期間の年数に応じて次期掛金に充当していきます。

※1: 国民年金法施行令別表に定める1級および2級程度の状態とし、3級については厚生年金保険法施行令別表第1に定める程度の状態をいいます。※2: 介護休暇は対象外です。

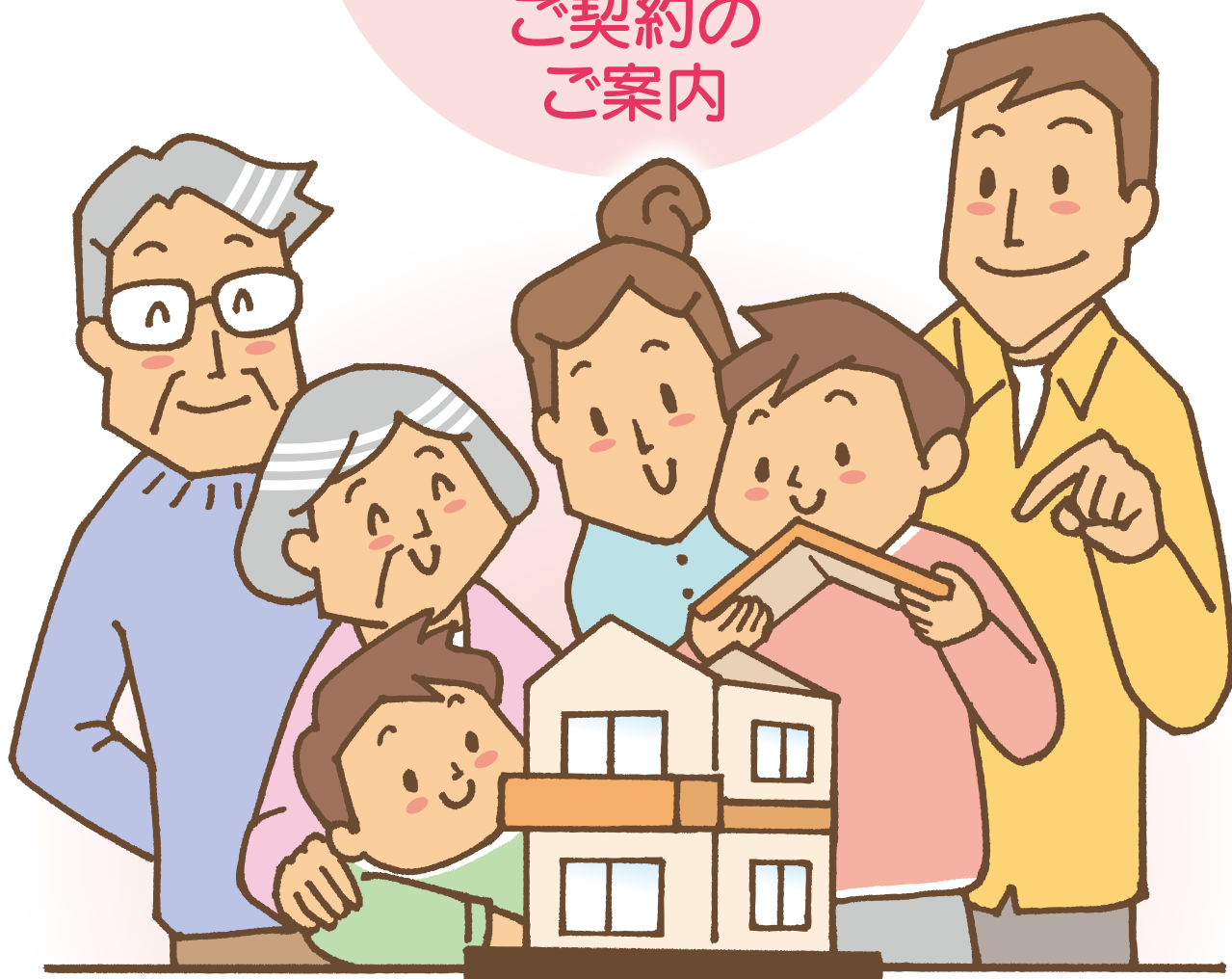
※3: 住宅災害の対象は、契約者が現に居住(生活の本拠)している建物1ヶ所です。※4: 適用の条件等については最寄りの交済共済にお問い合わせください。

「自分」と「家族」を守ること。
それは家族を愛すること。

こちらからお読みください

総 合 共 済

ご契約の
ご案内



お祝い事、悲しい事など、みんなで分かち合う共済です。
掛金は月々1,000円(年間12,000円)。
人生の様々なシーンで、慶弔見舞金を受け取ることができます。